大阪府立江之子島文化芸術創造センターの事業運営等について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：府民文化部文化・スポーツ室文化課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府立江之子島文化芸術創造センターについて（1）概要　ア　設置目的　　　 文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資することを目的とする。イ　設立経緯大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下「enoco」という。）は、平成20年度の財政再建プログラム（案）において、前身の府立現代美術センター及び美術品の収蔵のために借り上げていた府内の倉庫２か所を集約する方針が示され、（旧）大阪府工業奨励館附属工業会館（昭和13年建設）を用途変換して、従前の現代美術センターの機能にアーティスト等と府民との協働・活動機会の創出という機能を付加し、平成24年４月に開設した。ウ　施設の管理運営〇施設の管理運営について指定管理者制度を採用〇指定期間：平成29年４月１日～令和４年３月31日（現在２期目）　　　　　　　　（第１期：平成24年４月１日～平成29年３月31日）　　　○収支決算の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 収入計 | 82,532,394 | 82,015,416 | 95,436,718 |
|  | 指定管理委託料 | 63,021,000 | 61,771,000 | 62,342,946 |
| 貸館収入 | 14,312,202 | 14,726,560 | 17,103,740 |
| 事業収入等 | 5,199,192 | 5,517,856 | 15,990,032 |
| 支出計 | 85,366,828 | 82,427,981 | 95,637,381 |
| 　　　　 | 施設管理費 | 15,900,221  | 16,341,120  | 16,375,748  |
| 水道光熱費 | 13,300,416 | 11,839,916 | 12,912,106 |
| 人件費 | 35,887,171  | 33,950,798  | 33,558,320  |
| 事業費 | 7,852,386  | 7,523,392  | 19,268,573  |
| その他 | 12,426,634  | 12,772,755  | 13,522,634  |

エ　主な事業内容　主な役割は、現代美術の振興、交流・活動場所の提供、協働・活動機会の創出を行っている。　　　主な活動内容は以下のとおりとなっている。　　・「大阪府20世紀美術コレクション」の活用・管理　　・貸室事業（展示室、多目的ルーム等） 　 　　　　　展示・制作・作品販売、会議、講演会等　　・文化関係機関等とのネットワーク構築　　・担い手を育成する教育講座の実施（「enocoの学校」）　　・自主事業生涯学習の機会の提供大阪府内の地方自治体や市民活動グループなどを対象に、アートやデザインなどが持つ創造力を活用した社会課題の解決手法等の周知・啓発２　大阪府20世紀美術コレクションについて(1) 大阪府20世紀美術コレクションの概要関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、1990年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、絵画や版画、彫刻、写真等約7,900点の美術作品を所蔵している。なお、所蔵作品は「大阪府立現代美術センター（H23年度末廃止）」から引き継いだもので、平成13年度に「現代芸術文化センター（仮称）構想」が正式に廃止となって以降、作品の収集は行っていない。　(2) 府が所蔵する美術作品（文化課データベースの数値を集計）　　○コレクションテーマ別の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 美術作品の区分 | 分野別 | 点数 |
| 世界の現代美術大阪トリエンナーレ・コレクション | 絵画、版画、彫刻 | 324  |
| 関西の現代美術コレクション | 絵画、絵画（素描）、版画、彫刻 | 4,475  |
| 現代写真コレクション | 写真 | 1,558  |
| サイエンスアート他 | 彫刻、ポスター、絵画 | 135  |
| 現代美術センターコレクション | 絵画、版画、彫刻、ビデオ | 837  |
| その他の大阪府所蔵作品(工芸・書・絵画） | 工芸、書、絵画 | 556  |
| 合計 | 7,885  |

○分野別の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野別 | 絵画 | 彫刻 | 版画 | 写真 | 陶磁器 | 書 | ポスター | 計 |
| 点数 | 4,223 | 235 | 1,295 | 1,558 | 91 | 375 | 108 | 7,885 |

 　　○取得方法別の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得方法 | 購入 | 寄贈 | 寄託 | 合計 |
| 購入 | 受賞買上 | 小計 |
| 点数 | 1,170 | 195 | 1,365 | 6,454 | 66 | 7,885 |

 ※美術作品7,885点の受入時の評価総額は、4,561,604,433円。なお、評価総額は、美術作品を収集していた当時、概ね年１回開催されていた評価委員会（学識経験者等で構成）で作品ごとに決定された評価額の合計※府が購入及び受賞買上げした購入点数1,365点の購入総額は、976,702,480円　(3) 美術作品の活用状況等　　ア 活用状況 　　　 美術品の管理・活用事業は、enocoの指定管理者が行っており、所蔵作品は enoco において開催する年数回の企画展示のほか、府庁舎・万博記念公園・モノレール駅舎等の公共空間への展示や病院・大学・ホテル等の民間施設において貸出展示及び小中学校等への出張展示（コレクションキャラバン）等を行っている。○主な活用内容（令和元年度実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務 | 名称 | 活用点数 |
| 府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）での展示会等 | 「おしゃべり美術館2019」、「ココロヲウツス」（麥生田氏とのコラボ展）「須田剋太展　抽象｜具象」、エントランス等での展示　等 | 145 |
| enoco館外での外部展示等 | 府本館、公館、咲洲庁舎、モノレール駅舎、万博記念公園　「現代美術の森」 | 153 |
| 外部貸出　　 | 長期 | 府立国際会議場、大阪アカデミア、府立大学理学系研究科等 | 125 |
| 短期 | 大阪国際がんセンター、東大阪市民美術センター等 | 411 |
| その他 | コレクションキャラバン（５校実施）、対話型鑑賞会等メディア（新聞、SNS等）掲載、ニュースレターへの掲載等 | 181 |
| 計 | 1,015  |

 イ　活用点数の推移　　令和元年度の延べ活用点数は、1,015点、重複を除く活用点数は810点となっている。作品活用に係る目標値は、府と指定管理者との協議の上で各年度の事業計画で定めており、活用点数については、開館以降、目標値も実績値も概ね1,000点程度で推移している。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | ３年間計 |
| 延べ点数 | 1,101 | 971 | 1,015 | 3,087 |
| 重複を除く点数 | 1,015 | 816 | 810 | （注）1,611 |

※延べ点数は、１つの作品を２つの事業に使用している場合、２点とカウント等※重複を除く点数は、１つの作品を２以上の事業に使用していても、1点とカウント（注）重複を除く点数の３年間計は、各年度の重複点数を除く合計点数　 ウ 美術作品貸出事業　　　 貸出事業は、enocoの指定管理者による管理運営業務として実施している。(ｱ)　貸出条件等「大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例」「大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例施行規則」「大阪府所蔵美術作品貸出規程」に基づき以下のとおり実施している。（貸出先の範囲）美術作品等の貸出しは、美術作品等を展示しようとする場所が当該美術作品等の展示に適する美術館又は不特定多数の人が利用する施設等であって、美術作品等の保管及び展示に十分な配慮がなされ、美術作品等の貸出しが公益の増進に寄与すると指定管理者が認めた場合に行う。（貸出条件）○　貸し出した美術作品等（以下「貸出作品等」という。）の輸送及び展示に要する一切　の経費は、貸出しを受けたもの（以下「借受人」という。）の負担とする。○　貸出作品等に関しては、借受人が、輸送及び展示にかかる保険をかけるものとする。（貸出料）　　 美術作品等の貸出しは、原則として無償とする。(ｲ)　貸出事業の周知方法主な周知方法は、enocoのホームページを利用し、貸出案内等を行っている。また、大阪府と包括連携協定を締結する企業への連携メニューとして提示しているほか、大阪商工会議所が発行する「大商ニュース」での広報等を行っている。エ　美術作品の管理・活用に係る経費（指定管理者）　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 支出 | 保険料 | 3,381,830 | 3,686,970 | 3,652,630  |
| 所蔵作品活用事業費 | 818,964 | 1,125,484 | 2,539,862  |
| 広告宣伝費（美術品活用関連のみ） | 187,017 | 389,602 | 232,762  |
| 支出合計 | 4,387,811 | 5,202,056 | 6,425,254 |

※　上記以外の「人件費」「施設管理費」「水道光熱費」については、全体の指定管理者の管理運営の経費に含まれる。　　　　(4）美術作品の活用状況に対する認識（文化課）〇　enocoの指定管理者評価委員からは、点数だけの評価ではなく、その活用の意味や効果等も鑑み、質と量の双方からの活用促進を期待するとの提言を受けているところであり、府としても数字だけで測るものではないと考えている。〇　常設展示のスペースを持つ公立の美術館においても、活用点数は所蔵数の約１割程度であることからも、常設展示のスペースを持たない中でのこの活用点数は遜色ないものと考えている。一方で、人気の高い作品が重複して活用される傾向にはある。３　貸室事業について(1）貸室事業の目的及び利用対象文化芸術全般のクリエイティブな活動とその振興を通して、都市の魅力を高めることを目的に、展示室や多目的ルーム等（スタジオ・会議室等）などの貸室の提供を行っている。利用対象は、①文化芸術の創造活動、②文化芸術の振興に資する活動、③都市魅力の向上に資する活動、④その他、①から③に類する活動で、enoco 内に設置された審査委員会が認めるものとしている。○貸室事業の実績（利用率）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
| 展示室（４室）平均 | 34％ | 29.6％ | 41.6％ |
| 多目的ルーム等（８室）平均 | 41.1％ | 53.6％ | 57.2％ |
| 貸室収入 | 14,312千円 | 14,726千円 | 17,103千円 |

　　　　　　※　展示室の各室面積は、281.2㎡、61.0㎡、19.4㎡、158.2㎡　　※　多目的ルーム等の各室面積は、66.8㎡、49.0㎡、74.3㎡、68.5㎡、34.2㎡、33.3㎡、35.3㎡、37.1㎡　(2) 利用状況展示室（４室）については、作品展示（絵画、造形展、写真展、卒業制作展　等）に利用しており、多目的ルーム等（８室）については、教室利用（フラワーアレンジメント、写真教室、書道教室等）、会議、その他（ダンス、楽器演奏、ヨガ、臨時的オフィス等）に利用している。  (3) 貸室事業の取組状況に対する認識（文化課）○　平成30年度の貸室の利用実績（展示室29.6％、多目的ルーム等53.6％）が低かったことを受け、指定管理者の令和元年度の事業計画の中で「貸室の利用率向上」を重点項目と定め、新規顧客の開拓（直前割引・若年層割引、貸室利用促進チラシ作成配布、SNS広告等）を集中的に対策を講じた結果、貸室率は好転しており、まだ十分とは言えないものの、一定の成果が出たと評価している。○　美術作品等の展示需要が低迷している等の課題がある。○　enoco関係者等の繋がりにおいて新規利用者の開拓を行うこと等により、発信力のある大型の展覧会や著名人による利用の誘致等を行う。４　enocoの認知度について(1) 府民のニーズや、各施策や事業の課題把握のため、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケートにより、平成30年度及び令和元年度に実施した「「第４次大阪府文化振興計画」に関するアンケート」（サンプルは18歳以上の府内在住者1,000人）において、enocoの認知度は次のとおりとなっている。○enocoの認知度（「第４次大阪府文化振興計画」に関するアンケートより）

|  |  |
| --- | --- |
| 平成30年度調査結果 | 令和元年度調査結果 |
| 平成31年３月実施：11.1％（内訳）・「知っており、行ったことがある」　 2.6％・「知っているが、行ったことはない」 8.5％ | 令和２年２月実施：10.5％（内訳）・「知っており、行ったことがある」　 2.8％・「知っているが、行ったことはない」 7.7％ |

(2）enocoの認知度が低いことに対する認識（文化課）○　enocoは文化芸術に特化した目的施設であり、集客を目的とした施設ではない。○　また、主な利用者がアーティストやクリエイター等特定の人であることが大きな要因として考えられる。○　今後は、一般府民にも受け入れやすい情報発信等を行うとともに、「大阪府立江之子島文化芸術創造センターと大阪府20世紀美術コレクションの活用に関するサウンディング型市場調査（注１）」で得られた民間事業者等の意見・提案を踏まえ、第３期の指定管理者公募時には、認知度の向上についても条件付けすることを検討している。（注１）サウンディング型市場調査⇒「民間事業者等との対話型市場調査」 | １　大阪府20世紀美術コレクション（約7,900点）のうち、活用点数（延べ点数）は毎年約1,000点程度で推移している。　直近３年間の合計でみると、重複を除く活用点数が約1,600点にとどまっており、所蔵する約８割の作品は活用されていない。２　enocoでは、平成24年４月の開設以降、大阪府20世紀美術コレクションの活用・管理、貸室事業、その他文化関係機関等とのネットワーク構築などを行ってきたが、所蔵作品の活用率が低いとともに、貸室事業においても、展示室では約42％、多目的ルーム等では約57％にとどまっており、利用率の低い状況が続いている。　　また、貸室の利用についても目的を十分に果たしているとはいえない状況となっている。　　さらに、第４次大阪府文化振興計画に関するアンケートで、enocoを知っている人の割合が約10％程度にとどまっており、認知度が低い状況である。 | １　府民共有の財産である大阪府20世紀美術コレクションについては、enocoにおいて常設展示のスペースを持たないことを踏まえると、企画展示での作品の入替や外部への貸出等がより重要であることから、現状の活用にとどまることなく、一層の府民への鑑賞機会の創出と提供を図るための新たな工夫や方策を行い、有効活用するよう検討されたい。２　貸室事業の利用率が低く利用実態も目的を十分果たしているとはいえないこと、また施設の認知度が極めて低い状況となっていることを踏まえ、現状の利用状況をより正確に把握・分析し、「文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資する」ために何を実施すべきか、これまでの事業の延長線上にとらわれない施設のあり方についての抜本的な検討を行われたい。 |
| 措置の内容 |
| １　大阪府20世紀美術コレクション（以下「コレクション」という。）の活用について、一層の府民への鑑賞機会の創出と提供を図るための検討を行い、質と量、双方からの活用促進が必要であると考え、enoco内外での展示機会の創出や貸出に一層努めるとともに、創造的活用事業という観点から単なる作品展示にとどまらず、コレクションを使用した子どもたちの文化芸術活動や、若手アーティスト・クリエイターの育成への活用等を行うこととし、以下のような取組を行った。【enoco主催事業での作品活用】●継続事業・コレクションを活用した展覧会の画像を、「enocoの壁紙」バーチャル背景としてホームページ上で配布（令和２年度～）・展覧会の展示風景やコレクションをYouTube動画で紹介し、enocoに来館できない方にもコレクションを楽しんでいただける取組（令和３年度～）・指定管理者と協議の上、エントランススペースを整備し常設展示「enoco collection gallery」を実施（令和３年度～）・コレクションを活用した展覧会「くりかえしとつみかさね」の関連イベントとして、ワークショップや近隣の小学校等と連携した対話型鑑賞会を実施（令和５年度～）●単年度事業・子どもに創造的な学びを提供する「こどもアート学科」において、コレクションを題材として創作活動を行う新たな取組（令和３年度）・コレクションと音楽をコラボレーションさせた展覧会「20世紀のイメージとサウンド　音楽でたどる大阪府の美術コレクション」を実施（令和４年度）・万博の機運醸成イベント「enocoから2025大阪・関西万博を盛り上げよう！Looking back on EXPO'70」にて、EXPO'70と同年代に制作された作品や、万博にゆかりのある作家の作品を展示（令和５年度）・コレクションを一部展示し、参加者にコレクションを紹介しながらアートについて自由に語り合うイベント「エノコアートラウンジ」を開催（令和５年度）【他事業との連携】●継続事業・「EXPO ART＆MUSIC CAMP」にてコレクションを活用したオリジナルキーホルダーづくりができるenoco出張ワークショップを実施（令和５年度～）●単年度事業・「大阪アートフェスティバル」での、府内の施設に展示するコレクションを活用したスタンプラリーの実施（令和４年度）【貸出事業の推進】●単年度事業・「寝屋川文化芸術祭」での、絵画、写真、書、花器の多岐に渡るジャンルのコレクションの展示（令和４年度）・大阪中之島美術館の開館記念展において、コレクションの展示（令和４年度）・千葉市美術館及び京都国立近代美術館で開催された展覧会において、コレクションの大型彫刻作品の展示（令和４年度）更に令和５年度は、より多くの方にコレクションを鑑賞していただけるよう、デジタルアーカイブ化に着手し、令和５年11月30日よりバーチャル美術館を開設した。年度内にデジタルアーカイブ化2,000点、バーチャル美術館として100点の活用を予定している。引き続き、府の文化芸術の発展に寄与するよう、コレクションの鑑賞機会の創出や有効活用に努めていく。２　施設のあり方については、令和４年度以降の指定管理者の公募に際し、「文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資する」ために何を実施すべきか、利用状況を踏まえた検討を行い、コレクションの更なる活用をはじめとする「現代美術の振興」、貸室事業の拡充を含む「交流・活動・協働機会の創出」に加え、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境が整備され、途絶えることなく次世代へと継承されていく都市を目指し、文化芸術の担い手育成に関する「次世代への継承・発展」事業を行うこととし、以下のような取組を行った。・指定管理者の公募において、「コレクション活用」、貸室利用率の上昇に繋げるための「enocoの認知度向上」、「次世代に継承する事業」についての提案を求める内容の公募の実施（令和３年度）【現代美術の振興】●継続事業・Facebook360°カメラを活用した展覧会の告知（令和４年度～）・「EXPO ART＆MUSIC CAMP」にてコレクションを活用したオリジナルキーホルダーづくりができるenoco出張ワークショップを実施（令和５年度～）●単年度事業・来場者が展示されているコレクションを鑑賞しながら、塗り絵や模写を行う「enocoオープンアトリエ2022GW」の実施（令和４年度）・コレクションを一部展示し、参加者にコレクションを紹介しながらアートについて自由に語り合うイベント「エノコアートラウンジ」を開催（令和５年度）【交流・活動・協働機会の創出】●継続事業・他施設でのenoco出張ワークショップの実施（令和３年度～）・芸人を講師やゲストに招いたワークショップの実施（令和４年度～）・イベント広報におけるラジオ局との告知連携（令和４年度～）●単年度事業・enocoホームページのリニューアル（令和４年度）・大阪の街がより文化芸術で盛り上がることをめざして、著名なゲストを迎えたトークイベント「都市は文化（アート）でよみがえる」の実施（令和４年度）・障がい者の自立と社会参加の促進をテーマとした「ともいき　第19回（共に生きる障がい者展）」へ参加（令和４年度）・enoco名誉館長による音楽イベント「ジョン・レノン追悼　SUPER AUDIO LIVE」の実施（令和４年度）・「もずやんバースデイ2023」にてオリジナルマグネットと塗り絵ができるenoco出張ワークショップを実施（令和５年度）【次世代への継承・発展】●継続事業・ア―ティストを講師として招聘し、様々な分野のアートを子どもたちが体験できる「こどもアート学科」「こどもアーツカレッジ」の実施（令和５年度からリニューアル）・enoco内のフリースペースにenocoオリジナル塗り絵を設置（令和４年度～）・子どもたちがenocoに気軽に訪れ、文化芸術に触れられる機会を提供するための「enoco こども meet room」を設置（令和４年度～）・若手アーティストの創作活動の支援を目的としたアーティスト・イン・レジデンス「 enoco short stay art program (ESSAP)」の実施（令和４年度～）・近隣の子どもたちがデザインしたチラシを活用した展覧会の広報（令和３～４年度）●単年度事業・子ども向けの「府政学習会 in enoco」の実施（令和４年度）・enoco主催イベントと美術大学ゼミとの連携（令和４年度）・木津川遊歩空間（愛称：トコトコダンダン）において、アーティストと近隣の小学校の児童がライブペインティングを通じて制作した作品を、阿波座駅の地下通路の壁面に展示（令和５年度）・夏休み特別企画として、部屋全体をキャンバスとし、自由に絵を描くことができる「絵日記ルーム」を設置（令和５年度）これらの取組を進めた結果、令和４年度の貸館利用率はギャラリー71.0％、多目的ルーム61.4％となり、利用率の上昇につながっている。今後も引き続き、指定管理者のノウハウやネットワークが最大限発揮され、その斬新なアイデアを実現できるよう、指定管理者とともにenocoの運営に取り組み、交流・連携・協働する拠点としての機能強化を図っていくことで、府民にとって、より魅力的な施設となるように取り組んでいく。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　監査（検査）実施年月日（委員：令和２年11月13日、事務局：令和２年７月28日）府庁における働き方改革について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：総務部人事局企画厚生課・人事課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府庁版「働き方改革」の概要及び取組状況府では、少子高齢化による生産年齢人口の減少、育児や介護など制約のある働き手の増加、女性の社会進出など、社会的にワークライフバランス実現の要請の高まりを背景として、平成28年11月に大阪府庁版「働き方改革」第１弾、平成29年９月に同第２弾、そして令和３年３月に同リニューアルバージョンを策定、公表し、長時間労働の是正や柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組んでいる。　○大阪府庁版「働き方改革」第１弾＜平成28年11月策定＞・策定目的　仕事の質を高め組織パフォーマンスの最大化を図りつつ、職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を加速させるために大阪府独自の働き方改革に取り組む。・概　　要　長時間労働や固定的な働き方（オフィスと勤務時間が固定された硬直的な執務環境）を前提とした労働環境が続くなど、改善が進んでいない状況となっていることを踏まえ、仕事の質を高め組織パフォーマンスの最大化を図りつつ、職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を加速させるために、「上司の働き方をかえる」「柔軟な働き方を提案」「長時間労働を是正」をキーワードに取組を行う。・取組内容　主な項目は、１イクボス運動、２タブレット端末機の本格導入、３サテライトオフィスの試行実施、４柔軟な勤務時間の設定、５時間外勤務の見える化、６グループ内での定時退庁の取組、７過重労働ゼロに向けた改善措置、８時間外勤務実績に着目した人員配置、となっている。○大阪府庁版「働き方改革」第２弾＜平成29年９月策定＞・策定目的　第１弾の取組を強化するとともに、仕事の手間に潜むムダ、制約のない柔軟な働き方、若手職員の知識や経験の補いなどの視点から新たな取組を行う。・概　　要　第１弾の取組課題であるサテライトオフィスの利用の拡大について、職員の声を踏まえた利用要件の拡大（ソロワークでの活用等）や新たな利用方法の奨励（Ｗｅｂカメラの利用、所属ファイルサーバーの利用促進、ペーパーレス化の検討）を反映するなど、第１弾の取組強化とともに、第２弾の取組を行う。・取組内容　主なテーマは、１仕事の手間に潜むムダをスリム化する、２制約をなくし、柔軟な働き方を提案する、３長時間労働を抑制する、４知識や経験を補う、５庁内推進体制、となっている。○大阪府庁版「働き方改革」リニューアルバージョン＜令和３年３月策定＞　・策定目的　これまでの取組の定着・発展を図り、新しい生活様式の実践をはじめとした新たな対応を行っていく。・概　　要　「組織風土改革」と「柔軟な働き方の実施」の観点から、これまでの項目の最新の取組状況に加え、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）への対応を踏まえて新しい生活様式の実践に向けた対応をはじめ、新しい視点の取組を提示することで、第１弾及び第２弾の働き方改革の充実・発展（リニューアル）を図るもの。・取組内容　主なテーマは、１上司の働き方を変える、２ＩＴ活用による業務効率化、３職員の意識改革、４新しい生活様式の実践、となっている。　【第１弾、第２弾、リニューアルバージョンの関係】府庁版働き方改革として、まずは取り組める項目から第１弾を策定、その後、順次準備を進め第２弾を策定し、並行して取組を進めてきた。さらに、コロナの感染拡大に伴い、長時間労働を是正し、職員の健康・保持の強化や在宅勤務をはじめとした「新しい生活様式」の実践が求められていることから第１弾、第２弾の取組の実践継続に加えて、新たな視点からも取組みを進めるため、リニューアルバージョンを策定したとしている。⇒　しかしながら、第１弾の時間外実績に着目した人員配置など単年度限りの取組や、第２弾のフリーアドレスの試行実施のようにコロナ拡大防止のため取組を停止しているものなど、リニューアルバージョンにおいて、第１弾、第２弾の取組の全てが整理・統合されている状態にはなっておらず、現在の取扱いについて容易にわからないものとなっている。　【目標値や取組期間の設定】大阪府庁版「働き方改革」には、目標値や取組期間は設定されていない。このことについて、制度所管課である企画厚生課はいわゆる計画ではなく、次世代育成支援と女性活躍推進に関する法定計画（[参考]に概要を記載）に定める目的、目標値を達成するための手段やツールの一つであると位置づけている。２　庁内推進体制（令和３年６月時点）(1) 働き方改革推進責任者会議「大阪府庁働き方改革推進要綱」に基づき、各部局次長を責任者とした「働き方改革推進責任者会議」（以下、「推進責任者会議」という。）を招集し、部局等の取組の情報共有や、各部局の業務特性などを踏まえた取組を推進していくとしている。なお、推進責任者会議は、平成29年７月20日の第１回開催から令和元年６月20日まで４回開催されたが、以降は実施していない。※　「推進責任者会議」の開催状況についての制度所管課（企画厚生課）の見解令和元年６月以降、上記会議を開催していない理由として、制度所管課は、コロナの感染予防のため、毎月１回開催している推進責任者会議と同じメンバーの会議である次長会議において働き方改革に関連する情報提供、情報共有など周知を行っているとしている。(2) タスクフォース会議「推進責任者会議」の傘下に下記３課による「タスクフォース会議」を置き、日常的に情報提供や意見交換等を行っており、その中で共有した課題について、必要に応じて検討を行った上で、働き方改革の方向性やメニュー出しを行っている。タスクフォース会議は、平成29年10月17日から令和２年８月５日まで、以下のとおり開催している。（平成29年度：３回、平成30年度：６回、令和元年度：５回、令和２年度：１回）・企画厚生課：働き方改革の全体制度設計（勤務条件等のソフト面）、タスクフォース会議の実施、庁内への情報発信、等・人 事 課　：働き方改革の人事課所管事務に関すること、タスクフォース会議への参画・デジタル行政推進課：ペーパーレスミーティングやＡＩ（人工知能）・ＲＰＡ（※）の活用等、デジタル関係項目の制度設計、庁内ＩＣＴ環境整備、タスクフォース会議への参画※　Robotic Process Automationの略。ソフトウェアロボットによる業務自動化の取組。人が行うパソコン上の作業手順をソフトウェアロボットに覚えさせることで、パソコン操作を自動化することができる。３　制度周知の取組各部局に対しては「推進責任者会議」や人事担当者会議を通じて、働き方改革のメニューについて周知を行い所属での取組を促している。職員に対しては、庁内ウェブページに特設項目を設けているほか、企画厚生課から人事担当者を経由して「働き方改革ニュースレター」を年４回程度発行し、職員の意識に根付くようにしている。　また、新規採用職員２年目の職員研修での働き方改革の制度説明や、スマートシティ戦略部と連携し、グループ長や希望者を対象とした、働き方改革ＩＴセミナー（府庁版働き方改革の取組状況や先進的な民間企業の取組紹介などの講演）を年１回開催し、周知を図る取組を行っている。　４　職員の声の把握及び反映状況職員の声については、「特定事業主行動計画（以下、「行動計画」という。）」のアンケート調査や部局を通じたヒアリング等により時間外勤務の発生理由や時間外削減の取組調査、大阪府の取組に関する調査を行い、適宜意見を反映させることとしている。反映された主なものは、サテライトオフィスについて、拠点数が少ないとの意見を受けて、設置個所の拡大等を図ったこと、タブレット端末機について、文字入力がしづらいとの意見を受けて更新時にキーボード付きの端末機に変更したことなどがある。［参考］大阪府庁版「働き方改革」に関連する法定計画　　１　法定計画の概要・行動計画（計画期間）[前期]平成27年４月～令和２年３月、[後期]令和２年４月～令和７年３月次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てに関する制度を活かす環境づくり、子育てのための時間づくり、子育てのための制度・環境の改善を主な取組として計画を定めて進めているもの。・大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「女性行動計画」という。）（計画期間）［前計画］平成28年４月～令和３年３月、[現計画]令和３年４月～令和８年３月女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、採用関係、継続就業及び仕事とプライベートの両立関係、働き方改革関係、女性登用関係を主な取組として計画を定めて進めているもの。　　２　主な数値目標及び進行管理上記計画における取組の推進に当たっては、「男性育児参加休暇取得率100％」、「男性職員の育児休業取得率30％以上」、「職員一人当たり年次休暇の平均取得日数15日以上」など、数値目標を掲げている。上記数値目標は、行動計画においては、令和７年３月、女性行動計画においては令和８年３月までの達成をめざしている。項目等については、毎年度公表するとともに、取組の進捗状況を把握・分析し、その結果を取組内容にフィードバックするＰＤＣＡサイクルを確立するとしている。働き方改革においても、イクボス運動、長時間労働の削減や年休取得の促進など、上記２計画と共通する取組を行っているため、数値目標達成のための進捗管理について、各所管課で連携を図り、取組を進めている。 | １　府庁における働き方改革を推進するため、庁内ウェブページに特設項目を設け、様々な情報を提供しているほか、ニュースレターの発行などを行うことで職員の意識に根付くようにしているが、第１弾、第２弾、リニューアルバージョンは整理統合されず個々に存在している。このため、職員は容易に現在の取組内容を確認することができない状況となっているとともに、各取組についてＰＤＣＡが有効に機能しているのか懸念がある。２　府では、働き方改革の庁内推進体制として、「推進責任者会議」を設置し、部局間の情報共有や業務特性などを踏まえた取組を推進するとしているにもかかわらず、「推進責任者会議」は、平成29年７月20日の第１回開催から令和元年６月20日まで４回開催されたが、以降は実施されていない。また、「推進責任者会議」の傘下に置いた関係課による「タスクフォース会議」についても平成29年10月17日から令和２年８月５日まで、15回開催されているが、リニューアルバージョンが策定された令和２年度は１回開催されたのみであり、それぞれの会議体は、その機能が十分に活用されない状況となっている。 | １　職員への意識付け、制度周知が容易に行えるよう、第１弾、第２弾、リニューアルバージョンを整理・統合し、法定計画との関係性や現在の取組内容が容易にわかるものにまとめるなど整備するとともに、各取組について、その効果を適時点検の上、改善に努められたい。２　庁内の連携を図りつつ、働き方改革の取組を推進するためには、各部局の協力が必須である。令和元年６月以降開催されていない各部局次長を責任者とした「推進責任者会議」を機能させるため、リモートなどを活用して開催し、より効果的に取組が進められるよう検討されたい。また、令和２年８月以降開催されていない府庁版働き方改革の関係課による「タスクフォース会議」についても機能させ、より効果的に取組が進められるよう検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| １　大阪府庁版働き方改革第１弾、第２弾、リニューアルバージョンについて、法定計画との関係性や取組内容が一覧として確認可能となるよう、庁内向けに分かりやすい記載方法に整理して、令和５年４月に公表した。取組については、引き続き、実績の確認が出来るものについては年度単位で確認することや、職員アンケート等を通じて適宜その効果も確認し改善を図る。２　「働き方改革推進責任者会議」及び「タスクフォース会議」については、以下のとおり実施済。引き続き、オンライン会議やオンラインコミュニケーションツールを活用しながら、より効果的に取組が進められるように取り組んでいく。（働き方改革推進責任者会議：令和４年１月～令和５年５月の間に計８回開催。タスクフォース会議：令和３年８月～令和５年６月の間に計20回開催。） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和３年11月２日、事務局：令和３年６月７日から同年７月７日まで）